

ジェイリース アプラス家賃サービス

アプラス 申込書兼契約書

Jサポート
Jウィング
Jフラット

申込者(契約者含む)は、本申し込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社アプラス(以下「当社」という)が必要と認めた場合には、申込者(契約者含む)の住民票を当社が取得し利用することに同意します。
※お申し込み後6ヵ月以内に契約書のご提出がない場合は再申込みが必要となります。

お客様が申込み(ご契約)される会社名
株式会社アプラス
2018年2月改訂 | 個人情報共同利用版-KI対応版

赤色太枠内は訂正印で訂正ができませんのでご注意ください。

代筆不可

校目にもご押印ください。

FAX方向

お申込みより確認の電話をさせていただきます。

お申込みより確認の電話をさせていただきます。

私(申込者(契約者含む))は、株式会社アプラスと契約する立替払契約の内容を理解し、裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「契約条項」の条項並びに、ジェイリース株式会社に結果連絡することに同意のうえ、申込みます。

お申込年 月 日

ジェイリース承認番号

アプラス承認番号

お名前(自書) フリガナ

生年月日 昭・平 (才) 性 男・女
年 月 日 別

自宅電話 - -
携帯電話 - -

ご住所 〒 フリガナ

お住まい (1)アパート (2)借家 (3)社宅・寮 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有 居住年数 年 月

E-mail アドレス

お勤め先 名 フリガナ 勤務先電話 - - 雇用形態 正社員 パート・アルバイト 派遣 営内 業容 勤続年数 年 月 職 種 所属 従業員 人

税 申込者 万円 お仕事 会社員 公務員 自営業 自由業
※お勤め先以外に収入がある場合、合算収入をご記入ください。

収入 同居予定者 万円 本人からみた関係 (1)配偶者 (2)父母 (3)子供 (4)兄弟姉妹 (5)その他

入居理由 (1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (99) その他

連絡先 お一人住まいの方、単身社任の方は、ご実家または連絡先についてご記入ください。親族に限る。

お名前(ご住所) フリガナ 電話番号 続柄

ゆうちょ銀行 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)

通帳記号 通帳番号(右からつめてご記入ください) 預金種別 口座番号(右からつめてご記入ください)

口座名義人

B枚目にご押印ください。

払込日 アプラスの指定する日 27日 (非営業日の場合は翌金融機関営業日 前日までにご入金ください)

契約開始日 年 月 日

契約締結日 年 月 日

太枠内にご記入ください

申込み先 FAX:0570-006-660

貸借期間 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

入居区分 (単身入居・複数入居)

建物名 フリガナ 部屋番号

所在地 〒 フリガナ

駐車場所在地 ・同一敷地内 ・その他() 駐車場名

申込者(契約者)様ご記入欄

入居者 (1)本人 (2)本人およびその家族 (3)本人以外

本人以外の場合にご記入ください

お仕事 (1)学生 (2)年金受給者 (3)その他() 申込者との関係 年 齢 才

月額賃借費用合計金

① 月額賃料 円

② 管理費・共益費

③ 駐車場料金

④

⑤

⑥

⑦ 月額賃借費用合計

⑧ その他費用等 賃貸人(代理人含む)または 集金業務委託会社兼保証会社からの通知額

⑨ 毎月保証料 (⑦+⑧)×()%/ 円

⑩ 月額支払合計金 (⑦+⑧+⑨)

預入金 敷金 円 保証金 円 初回保証料 円 継続保証料 円/年

契約書 初回支払 支払対象 支払日の翌月分賃料および保証料 支払方法 口座振替 支払日 平成 年 月 27日 支払日 毎月27日

貸借人 住所 (〒 -) A、C、D枚目にご押印ください。

氏名 商号/代表者 連絡先

備考欄

お支払い、毎月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)となりますので、口座振替の方は期日の前日までにご入金ください。

集金業務委託会社兼保証会社

管理会社コード 6018120000

名称 大分県大分市都町1丁目3番19号 ジェイリース株式会社 登録番号: 国土交通大臣(1)第20号 登録年月日: 2017年12月21日

住所 カスタマーセンター 0800-500-2103 (平日9:30~18:00)

電話 相談窓口メールアドレス gosoudan@j-lease.jp

取扱不動産会社

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・利用の同意）

1(申込者（契約者を含む。以下「私」といいます）は、株式会社アプラス（以下「会社」といいます）が立替払契約（申込を含む。以下「本契約」といいます）ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報（以下「個人情報」といいます）を、保護措置を講じたうえで収集し利用することおよび以下の会社の関連会社（以下単に「関連会社」といいます）と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。）

- ①会社所定申込書業契約書（以下、申込書等）にいます）に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、Eメール、アドレス、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許等の記号番号等の属性情報〔本契約締結後に会社から通知を受け取る等により追加で変更情報を含む〕
- ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③本契約に関する利用開始後の返済状況、月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- ④私が申告した私の年収（世帯年収を含む）、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」

【個人情報と会社と共同して利用する会社の関連会社】

- 社名：株式会社アプラスフィナンシャル
- 住所：大阪市浪速区淡路町1丁目2番3号
- 社名：株式会社アプラスパーソナルローン
- 住所：大阪府吹田市津庄町9番1号

（共同利用における管理責任事業者名：株式会社アプラス）

- 私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しのしを含む）または会社が住民票の写等を取ること（本契約締結後に住所確認を行う場合を含む）に同意します。
- 私は、会社が本契約の締結内容および後日の交際内容を事後の記録のために収集することに同意します。
- ④会社は、個人情報と、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等では保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- ⑤私は、申込書等に記載の貸與人もしくは集金業務受託会社兼保証会社本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更の通知を知った場合には、申込書等に記載の貸與人もしくは集金業務受託会社兼保証会社が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- ⑥私は、申込書等に記載の貸與人もしくは集金業務受託会社兼保証会社が私の賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

- 私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「基金代行事業」「リソース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
 - ①新規情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
 - ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
 - ③書面やその他の媒体（電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信のものを含む）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の要請のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- ④私は、会社が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ⑤私は、会社が「株式会社「生」グループ企業」提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条（新生銀行グループにおける共同利用）

私は、会社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます）およびそのグループ企業（ただし、会社の関連会社を除く、以下「新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報とを除く）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

- 私への各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- 私が利用されている商品、サービスのアフターサービス、および「リニューアル特典・優遇」の提供のため
- 各種商品、サービスの提供に際しての判断のため
- 新生銀行グループによる各種サービスの把握および適切な管理のため

●新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条（個人情報情報機関への登録・利用の同意）

- 私は、会社が加える個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする。以下「加盟機関」といいます）および加盟機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」といいます）に照会し、私の個人情報（加盟機関の加盟会員として登録される情報、有価情報および加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、私の支払能力の調査のための限り、それを利用することに同意します。
- ②私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、加盟機関下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に限り利用されることに同意します。
- ③加盟機関の名称・住所・間合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報の登録・利用する場合は、別途通知により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称「CIC」）
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウェスト15F
電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414
URL：http://www.cic.jp/

| 登録情報 | 登録期間 |
|----------------------------|----------------------|
| ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報 | 下記のいずれかが登録されている期間 |
| ②契約に係る申込書をした事実 | 会社が信用情報を照会した日および6ヶ月間 |
| ③本契約に関する客観的な取引事実 | 契約期間中および契約終了後5年以内 |
| ④債務の支払を延滞等した事実 | 契約期間中および契約終了後5年間 |

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約満了日は利用可能権、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利付残高、滞賦残高、年間の請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自申出等の本人申告情報が登録されます。

【提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。】

- 名称：株式会社日本信用情報機構（略称「JICC」）
住所：〒101-0042 東京都千代田区田村東松町441-1
電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955
URL：http://www.jicc.co.jp
- 名称：全国銀行個人信用情報センター（略称「KSC」）
住所：〒100-8216 東京都千代田区田村1-10-1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL：http://www.zenginryo.or.jp/pic/index.html

※「JICCおよびKSCの加盟会員より利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払を延滞等した事実」となります。

第5条（個人情報の預託等の同意）

1(私は、会社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報と委託者に預託することに同意します。

②私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条第1項①、②、③の情報と下記債権回収会社に「預託」提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- 名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区北町2丁目46番1号
- 名称：アルファ債権回収株式会社
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号
新宿スクエア7階

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

- ①私は、会社および第4条に記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報と、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示をよう請求することができるものとします。
 - ①会社が開示を求めた場合には、第11条に記載の方式による連絡（任意）、開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料）が適用されることとします。ただし、開示請求手続につきましては、会社のホームページに掲載しております。
 - ②個人情報情報機関を開示を求めた場合には、開示請求の個人情報情報機関に連絡してください。
- ②前項に基づき会社の開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるとします。

第7条（本条項不同意の場合の措置）

私は、私が本契約において必要な記載事項（申込書等に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、または第2条および第3条を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第8条（利用中止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であって、私が利用中止の申出をした場合は、会社は以後の利用を中止する措置を取るとします。ただし、会社が送付する「返済予定表」等に同封する封入物の送付中止の申出はできないものとします。

第9条（契約が不成立の場合の同意）

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に反する手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住所：吹田市津庄町9番1号 パシフィックマックス江坂

担当部署：株式会社アプラス お客様相談室

電話番号：0570-001-770 ※0570（ナビダイヤル）は有料です。

※電話番号は、お間違のないようお願いいたします。

URL：http://www.aplus.co.jp/

契約条項

【立替払契約条項】

申込者（契約者を含む。以下、「私」といいます）は、家賃サービス申込書業契約書（以下、「契約書」といいます）記載の賃借物件（以下、「賃借物件」といいます）に係る賃貸借契約者（以下、「賃貸借契約者」といいます）記載の賃借物件（以下、「賃借物件」）の貸與人（以下、「賃貸人」といいます）との間で締結する賃貸借契約に関して私が賃貸人に支払う費用（以下、「契約書に記載の賃貸人」と「契約書に記載の取扱店」という。）および取扱うべき借取付金・集金業務を委託した賃貸借契約の更新・保証委託先（以下「[保証会社]」といいます）との間で締結する保証委託契約において、私が賃貸人、取扱店および集金者（以下、「取扱店」「集金者」とあわせて「集金業者」といいます）に対して支払う費用（その具体的な内容は第1条に定めるもの）とします。①私が支払った集金業者または保証会社アプラス（以下、「会社」といいます）が賃貸人および集金者等に対して立替払することによって、会社との間で、次とおり立替払契約（以下、「本契約」といいます）を締結します。

第1条（立替払）

①私は、賃貸借契約者が賃貸人に対して支払う契約書記載の月額賃借費用（賃借物件明渡し日までの間に、私が賃貸人に対して負担することとなる月額賃借費用相当額を含み、以下、「賃借費用」といいます）を、会社が賃貸人に立替払すること、②賃貸借契約者が賃借費用に関して表記の取扱店に対して負担する更新事務手数料その他の費用（以下、「取扱店費用」といいます）を、会社が取扱店に立替払すること、および私が集金者と締結する保証委託契約に基づき支払う表題の初回保証料、継続保証料および毎月保証料（以下、「保証会社費用」といいます）を、会社が集金者に立替払することを、会社に委し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が①の賃借費用を、また、取扱店が②の取扱店費用の集金を、集金者に委託している場合には、私は、会社①および②の費用を集金者に立替払することを委託するものとします。

③私は、賃借物件における水道・ガス、その他の使用料金、賃貸借契約者と賃借人が賃貸借契約書に記載された当該賃貸借契約に基づき賃貸借契約者が負担する更新料、増徴金、およびその他賃貸借契約に関して私が負担する手数料等（以下、これらを「その他費用等」といい、賃借費用、取扱店費用、保証会社費用、その他費用等とあわせて「賃借費用等」といいます）を本契約の対象とすることができるものとし、その場合は、私は会社に対し、その他費用等の立替払を委託するものとします。なお、その場合の立替払額は、集金者が会社に通知した額とします。

第2条（有効期間）

- 1)本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、賃貸人または集金者等に通知したときと成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで（ただし、賃借物件の明渡し後に、賃貸人と賃貸人または集金者等との間で取り決めた期日が到来する場合は）同期日限りで存続するものとします。また会社が承諾しない場合もその旨賃貸人または集金者等に通知されるものとします。この場合、賃貸人または集金者等から私への旨が通知されるものとします。
- 2)本契約は、賃貸借契約者と賃借人との間の賃貸借契約が更新された場合は、更新後の期間についても、私は、会社が賃貸人または集金者等から通知された条件により、賃貸借契約およびこれに基づき本契約が更新されたのとして取扱うことに同意するものとします。なお、会社が賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確約書等の書面での提示を求められたときは、これに応じるとします。

第3条（賃借費用等の立替払）

①会社は、賃貸人または集金者等との間で取決めた期日に、賃借費用等を立替払するものとします。②私は、会社が賃貸人または集金者等との間の取決めにより前掲の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条（弁済金の返済）

①私は、会社に対して、賃借費用等に契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払合計金（以下、「弁済金」といいます）を、賃貸借契約者の支払日、私が指定した会社が求めた支払日の口座振替の方法により支払うものとします。②私は、申込書等の記載内容等による事務手続の延滞により初回の支払日に口座振替ができなかった場合、翌支払日に初回の弁済金（初月の弁済金とあわせて口座振替の方法により支払うもの）とします。

第5条（初回事務手数料）

私は、本契約について、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとします。

第6条（賃借費用等の変更）

私は、賃貸借契約期間中に、次の各号に定める事由により、賃借費用等が変更された場合には、会社は立替払いを委託する賃借費用も当然に変更され、賃貸人または集金者等から会社に通知があったときは、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約の取交わりは行わないものとします。①賃借費用等の改定。②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅（消費税税率の変更または税率率の変更による課税額の変更に要する。）

第7条（債権譲渡）

①私は、賃貸借契約がある場合に限る。以下、本条において同じ）は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務を担保するため、私が賃貸人に対して、現在、有し、また将来するもの各号に定める債権を会社に譲渡するものとします。①賃借物件の明渡し時に返還を受けるとを条件として、私が賃貸人に譲出した債権・保証金その他の金品の返還請求権。②賃借物件明渡しの翌日以後の未償期間相当分の日割り賃借費用等の返還請求権。

②私は、前項の債権譲渡について、賃貸人に対して行う債権譲渡通知の権限を会社に付与するとし、会社の承諾を無効限り、この権限を取消しまたは撤回しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

①私は、私は賃貸借契約者が住所・氏名・勤務先・指定預金口座番号を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社の電話番号での連絡により届け出ることでもできますものとします。

②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が届着または不到達となっても、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことと異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第9条（費用等の負担）

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを滞したときにより、会社が振込用紙を送附する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき60円（税抜き）を上乗せした費用。③会社が私の都合により滞問集金したときは、1回につき1,000円（税抜き）。④会社が払戻について、書面に必要な催告をしたときは、当該催告に要した費用。⑤本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全に要する費用。

②私が会社に支払う費用について公租公課が課せられた場合または借入公課（消費税等）が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第10条（譲渡）

①（私は、賃貸借契約に関して、賃貸人または集金者等との間で締結された場合は、すべて私および賃貸借契約者と賃貸人または集金業者との間で解決するものとし、会社に対して弁済金の支払いを免れることができまいものとします。

②私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約を差し、賃貸人または集金者等に対して、賃借費用等の支払停止を主張し得る正当な事由を生じ、賃貸人または集金者等に対する支払の停止する場合は、会社に対して、事前の書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃借費用等について、賃貸人または集金者等に対する立替払いの停止を会社に依頼することができるものとします。

③私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃貸人または集金者等に賃借費用等を立替払した場合、私は、当該立替払金に係る弁済金の支払いを免れることはできないものとします。

第11条（返還滞損金）

私が会社に対する弁済金の支払いを滞滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%（1年を365日とする日割計算）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条（賃貸借契約の終了の通知）

①（私は、賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借期間満了等により、賃貸借契約を終了するときは、賃貸人または集金業者等に対し、賃貸借契約に定める期日までにその旨を通知するものとします。

②私が前項の通知を怠った場合については、第10条第3項に準ずるものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

①（私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴行団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しないとき ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標榜グループ ⑦特殊知能犯共犯集団等 ⑧前各号の共犯者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に準じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自利共犯者を図る者）⑨その他前各号に準ずるもの

②（私は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②暴力的責任を超えた不当な要求行為 ③取引において、脅迫的な言動をし、または④その他各号に準ずる行為 ⑤風説を流布し、誹謗を用いたま成り用いて会社の信用を毀損し、または会社に損害を妨げる行為 ⑤⑥その他各号に準ずる行為

③（私または賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は、私に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとします。私はこれに応じるといものとします。

第14条（返還滞損金等による弁済）

①（会社は、第7条第1項に基づき自ら譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無に関わらず、私または賃貸借契約者へ通知することなく、賃貸人または集金者等から譲渡債権に基づく返還滞損金等を直接受領し、本契約上の債務に充当することができるものとします。

②（前項より、会社が返還滞損金等本契約上の債務に充当した場合において、剰余金が発生した場合は、当該剰余金は会社から私に帰属し、私が返還滞損金等本契約上の債務に充当する場合は、私が会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第15条（弁済金の延滞による取扱い）

①（私は、会社に対する弁済金の支払いを滞滞した場合は、賃貸人または集金者等から、賃貸借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したのとして取扱われても異議ないものとします。またその取扱いは会社の賃借費用等の立替払いの有無にかかわらずのもものとします。

②（前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の滞滞状況について、会社が賃貸人または集金者等に対して通知しても、異議無いものとします。

第16条（本契約の解除）

- ①（会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除することができるとします。この場合が解除された場合には、私は当然に期間の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。なお、本契約に基づき会社に対して支払うべき費用は、本契約の適用範囲で適用されるものとします。①本契約に基づく弁済金の支払を滞滞したとき。②賃借費用が解除されたその他の事由を終了したとき。③第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。④破産・民事再生手続の申立てがあったとき、あるいはこれら手続を前項として代理人が選任されたとき。⑤私または賃貸借契約者が死亡したとき。⑥私が振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。⑦会社に対して負担した他の支払債務について、期間の利益を喪失したとき。⑧私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を継続することに困難であると会社が合理的に判断したとき。⑨賃貸人または集金業者等が変更になったとき。⑩賃貸人または集金業者と会社との本契約取扱いに係る提携契約が終了したとき。⑪賃借物件が変更があったとき。⑫賃借物件に記載の入居者が賃借物件に居住していたにもかかわらず会社が合理的に判断したとき。⑬私が第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づく簡約に同意した際の申告をしたことが判明した場合、または前条第3項の調査等に反応しない、あるいは虚偽の申告をした場合のいずれかであって、本契約を継続しないことと同意したとき。⑭その他信用状態が著しく悪化したとき。
- ②（前項の適用による適用により、会社に損害、損失または費用（以下、これらを「損害等」といいます）が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとし、また、前項⑬の費用の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等について賠償を会社に請求できないものとします。

第17条（定期借家等）

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期間付賃貸借であり、賃貸借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約（以下、「再契約」といいます）を締結する場合は、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入れられた敷金等の返還請求権については、第7条および第14条に準ずるものとします。

第18条（弁済金の消滅時効）

①（会社は、会社に対する弁済金について、本契約に基づき会社に対して負する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私の通知なくして、会社債権の充当順位により、当該弁済金の債務への充当を行うことと何ら異議ないものとします。

第19条（住民票異動等の通知）

私は、本契約に係る借家のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社へ取得し利用することに同意するものとします。

第20条（賃貸人及び集金業者の変更）

①（賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人が変更後の賃貸人となることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃借人に立替払いしている場合、私が会社に対して特段の手続きをとることなく、引き続き本契約に基づき、変更後の賃貸人へ立替払することにも同意するものとします。

②（集金業者等が変更となり、変更後の集金業者及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく本契約における集金業者等を変更後の集金業者等とし、引き続き本契約に基づき、変更後の集金業者等に立替払することに同意するものとします。

③（私は前二項の同意に関わらず、本契約に関する個人情報の取扱いに関する同意条項における賃貸人及び集金業者等についても、変更後の賃貸人及び集金業者等がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることにも同意するものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

私は、本契約について争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、私の住所地または契約地ならびに会社の本社・東京都本部・各支社・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【間合わせ・相談窓口】

1．賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃貸人または集金業者等にご連絡ください。

2．立替払契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプリにご連絡ください。

株式会社アプラス 家賃サービスアプリ TEL. 0570-0614-263

※0570（ナビダイヤル）は有料です。

※電話番号は、お間違のないようお願いいたします。